

高知県警察懲戒等取扱規程

平成13年 1 月15日

本部訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和 29 年県条例第 22 号）第 6 条の規定に基づく職員の懲戒処分及び規律違反に関するその他の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規律違反)

第 2 条 職員が地方公務員法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

(規律違反の申立て)

第 3 条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて書面により、本部長に申し立てることができる。

(職員の責務)

第 3 条の 2 職員に規律違反があると認める職員（所属長及び次条に規定する監督者を除く。）は、速やかにその旨を自らが属する所属の長又は県本部監察課（以下「監察課」という。）の監察事務担当者に報告するよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第 3 条の 3 自らが監督する職員に規律違反があると認める監督者（巡査部長以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある一般職員をいう。ただし、所属長を除く。）は、直ちにその旨を自らが属する所属の長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第 4 条 職員に規律違反があると認める所属長は、直ちにその旨を監察課の監察事務担当者に報告しなければならない。

(監察課の監察事務担当者の責務等)

第 5 条 監察課の監察事務担当者は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、当該調査の結果、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、別記第 1 号様式の申立書に次の各号に掲げる証拠及び別記第 2 号様式の身上調査書を添えて、本部長に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書とする。
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 申告に係るものについては、その申告の書類

(4) その他の証拠

2 職員は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第6条 職員の規律違反の事案を審査するため、県本部に懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には本部長を、委員には各部の部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官、組織犯罪対策参事官、警務部参事官（警務）及び監察課長並びに本部長の指定する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の書記)

第8条 委員会に、書記を置く。

2 書記には、監察課次長をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

(審査の要求)

第9条 本部長は、第3条又は第5条第1項の規定による申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要とすると認めるときは、別記第3号様式の懲戒審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者が、第11条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、別記第4号様式の口頭審査要求書により、直ちにこれを要求しなければならない。

(職務に関する指示等)

第10条 本部長は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第11条 委員長は、第9条の審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会は、委員長及び委員を合算した人数の半数以上が出席しなければ、こ

れを開くことができない。

3 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合、又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

4 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第13条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき、又は再度の呼出しに応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭、又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し、別記第5号様式の要求書により、被申立者の側の証人呼出を要求し、又必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(刑事裁判との関係)

第14条 懲戒に付せられるべき事案が、刑事裁判所に係属する間においても、本部長は懲戒処分を行うことができる。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から別記第6号様式の勧告書により本部長に勧告するものとする。

(懲戒処分書様式、交付等)

第16条 懲戒処分は、当該職員に対し、別記第7号様式の懲戒処分書及び別記第8号様式の処分説明書を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、本部告示により県公報に登載して交付に代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(訓戒処分及び注意処分)

第17条 本部長及び所属長は、職員の規律違反が軽微であると認められるときは、事案の軽重に応じて、本部長訓戒、所属長訓戒、本部長注意又は所属長注意の処分を行うことができるものとする。

(訓戒処分及び注意処分の手続)

第18条 前条の処分は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める文書を交付して行うものとする。

- (1) 本部長訓戒処分 別記第9号様式の本部長訓戒書
- (2) 所属長訓戒処分 別記第10号様式の所属長訓戒書
- (3) 本部長注意処分 別記第11号様式の本部長注意書
- (4) 所属長注意処分 別記第12号様式の所属長注意書

2 所属長は、訓戒処分又は注意処分（以下「訓戒等処分」という。）を行う場合は、事前に本部長と協議しなければならない。

(処分の通知)

第19条 監察課長は、職員に対して懲戒処分又は第17条に定める処分が行われた場合は、その状況を速やかに警務課長に通知しなければならない。

(簿冊の備付け)

第20条 監察課長は、懲戒処分については各年の懲戒処分台帳を備え付け、別記第13号様式の懲戒処分個人カードを綴じるとともに、訓戒等処分については各年の訓戒等処分台帳を備え付け、別記第14号様式の訓戒等処分者名簿を綴じておかななければならない。

(公安委員会への報告)

第21条 本部長は、職員の規律違反が明らかとなったときは、公安委員会の定めるところにより、速やかに公安委員会に報告しなければならない。処分の結果についても同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年1月15日から施行する。

(高知県警察処務規程の一部改正)

2 高知県警察処務規程（昭和33年9月本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第85条及び第86条を次のように改める。

第85条 削除

第86条 削除

別記第36号様式及び別記第37号様式を次のように改める。

第36号様式 削除

第37号様式 削除

3 高知県警察懲戒取扱規程（昭和29年11月本部訓令第10号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月11日高知県警察本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月22日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日高知県警察訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成26年12月17日高知県警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日高知県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月2日高知県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和3年11月2日から施行する。

附 則（令和4年3月29日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日高知県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（別記様式省略）